

相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書

年 月 日

相続人代表者（届出人）

住 所

可 児 市 長 様

ふ り が な

氏 名

電 話 番 号 ()

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び、還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出します。併せて、可児市税条例第51条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

なお、この件に関していかなる事情が生じても相続人（現所有者）の代表者である私が責任をもって解決します。

被 相 続 人	死亡時の住所		
	氏 名		
	死 亡 年 月 日	年	月 日
各相続人は、下記の相続人代表者を代理人と定め、本申告の届出を委任します。			
相 続 人 （ 現 所 有 者 ）	住 所	氏 名	被相続人との続柄
	相 続 人 代 表 者	上記届出人	
備 考			

- ・法務局（相続登記等）や税務署（相続税・贈与税）への手続きは、別途必要となります。
- ・この届（申告書）と相続登記では、相続登記が優先されます。

※	再 確 認		確 認		入 力		※	処 理	システム アクセス 土 ・ 家 ・ 市	住民票	受 付 者

注 ※は記入の必要はありません。